

令和2・3年度建設工事の県入札参加資格の申請期間は12月2日から1月31日までです。県入札申請は中町村宛で指名願の pret 手続きになり、年末までに経審を申請することが必要です！



「県の土木建築企画課の建設業係の人から電話があつて、決算後の報告書に記載していた数件の工事について検査したい…と言う。何事だろうか？」との問い合わせがA社からありました。許可業者は毎年決算期後に建設業法第11条の規定により決算内容や工事経歴の報告が義務付けられています。県庁で閲覧に供され公表される書類で届出を怠ると、“6ヵ月以下の懲役又は100万円以下の

建設現場の専任違反？で県の配置技術者立入検査

罰金”という厳しいものです。この数件の工事は金額もかなり大きな工事で個人住宅を除く3,500万円(建築のみ7,000万円)以上の工事は、現場に技術者を専任で配置する義務があります。しかし数件の工期は重複はしていないものの技術者は同じ人です。県が疑問を抱いたのも仕方ありません。仮に違反となると100万円以下の罰金や1年以内の営業停止処分の可能性も…。社内での建設業法の勉強会を指示され、その報告も求められています。



「なぜ遺言が必要？遺言をしなければ、どうなる？残された家族が困らないために、どのような遺言が必要か…」との演題で大分公証人役場の伊藤俊行氏は具体例を挙げながら約100名の聴衆を前に熱弁をふるいました。先月6日(日)にコパルホールであった法務局休日相談所講演会での事です。必要な場合①「うちの子は仲が悪い！話し合いで遺産を分けるのはムリ→遺言がなければ、深刻な相続争いが予想されます」必要な場合②「子供たちの

法務局の日曜講演 遺言書のお陰で家族が困らない

仲がよくても…それぞれの子の経済事情が違ふ・親から生前に貰ったものも違ふ・親の面倒をみたかどうか等も違ふ・配偶者の意見も無視できない→皆が納得するように遺産を分けるのは難しく、話し合いで決めるのは子供にとって負担→親が決めただのであれば、子供たちも納得しやすい→遺言で遺産の分け方を決めておけば相続争いを避けられ子供に負担をかけずに済む…」と訴えられました。



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時に、ミティグを行います。ご協力をお願いします。
 ※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
 ①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611 ④070-6597-6379